

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 特定分野指導医細則

令和3年4月 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本形成外科学会（以下、学会という）が形成外科領域専門医制度（以下、制度いう）指導医細則第8条に定める特定分野指導医資格の認定・更新審査に関する諸規程を定めるものである。

第2章 特定分野指導医認定委員会

(委員会)

第2条 学会は、本制度指導医細則第8条に定める4つの特定分野指導医資格の認定・更新審査に関する業務を円滑に行うため、各々の特定分野指導医認定委員会（以下、委員会という）を設置する。

(構成)

- 第3条 各特定分野指導医認定委員長（以下、委員長という）は理事長が指名する。
- 委員長は、各特定分野指導医認定委員会の委員10名以上を正会員の中から選任する。
 - 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
 - 委員に欠員が生じたときは委員長が補欠委員を選任する。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(議決)

- 第4条 委員会は委員総数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、認定審査の場合には委任状を認めない。
- 議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第3章 特定分野指導医の認定

(特定分野指導医資格)

第6条 特定分野指導医は、以下を充足しなければならない。

- 形成外科領域専門医資格を有しているもの
- 学会が定める形成外科専門研修施設もしくは当該特定分野指導医が常勤している施設において、形成外科領域専門医資格を取得後に、当該特定分野に関する研

修歴を3年以上有していること

- (3) 当該特定分野に関する学術研究成果を公表していること
 - (4) 当該特定分野に関して、所定の診療実績があること
 - (5) 学会が主催する当該特定分野の指導医認定教育セミナーを、2回以上受講していること
2. 前項の詳細に関しては別に定める。

(認定審査申請書類)

第7条 特定分野指導医資格の認定審査を申請するものは、学会に所定の認定審査料を納付の上、施行細則に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(認定審査)

- 第8条 委員会は、特定分野指導医認定審査を年1回施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。
- 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。
 - 理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。
 - 前項までの認定審査は、同年度内に完了しなければならない。

(認定審査合格者の登録)

- 第9条 認定審査合格者は所定の登録料を学会に納付しなければならない。
- 学会は、登録料を受領の後、認定審査合格者を特定分野指導医登録原簿に登録、公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

(認定証の有効期限)

第10条 特定分野指導医認定証の有効期限は交付の日より5年とする。

第4章 特定分野指導医の更新

(特定分野指導医資格の継続)

第11条 特定分野指導医資格の継続を望む者は、資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

(更新審査申請書類)

第12条 特定分野指導医の更新を申請する者は、学会に所定の審査・登録更新料を納付の上、施行細則に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(更新審査)

- 第13条 委員会は、特定分野指導医更新審査を年1回施行する。
- 委員会は、更新審査の結果を理事長に報告する。

3. 学会は、理事会の承認を得たのち、確定した更新審査の結果を申請者に通知する。
4. 学会は、更新審査合格者に特定分野指導医認定証を再交付する。
5. 更新時に更新資格を認定されなかったものは、特定分野指導医資格を1年間停止する。
6. 更新時より2年続けて更新資格を認定されなかったものは、委員会および理事会の議を経て特定分野指導医資格を喪失する。

(更新審査の留保)

第14条 特定分野指導医は、本細則第11条にかかわらず、5年間の更新期間中の研究、留学、病氣療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職務、その他委員会が妥当と認める理由により、特定分野指導医資格の更新審査を留保することができる。

2. 前項の留保期間中、特定分野指導医資格は維持される。

(資格喪失)

第15条 特定分野指導医は、本細則第13条6項以外に、次のいずれかの理由によりその資格を喪失する。

- (1) 形成外科領域専門医資格を喪失したもの
- (2) 特定分野指導医資格を返上したもの

第5章 細則の変更手続

(改廃)

第16条 この細則の改廃は、理事会において行う。

附 則

日本形成外科学会専門医から形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は、第6条の形成外科領域専門医は日本形成外科学会専門医も可とする。